

松本市立病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院との連携に関する協定書

松本市立病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院(以下「両機関」という。)は、患者の医療について、急性期治療からリハビリテーションを中心とした回復期治療まで、継続的かつ円滑・効率的に施行され、患者及び家族が安心して治療や療養を継続できるよう連携・協力し合う。

また、松本市立病院に入院中の患者が救急医療や専門的医療が必要になった場合、速やかに国立大学法人信州大学医学部附属病院の治療が受けられるよう連携・協力し合うことを目的に次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両機関が患者の医療が急性期治療からリハビリテーションを中心とした回復期治療まで、継続的かつ円滑・効率的に施行され、患者や家族が安心して治療や療養を継続できるように連携・協力することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両機関は、本協定書に定めるもののほか、別に定める「松本市立病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院との転院調整に関する申し合わせ書」、ならびに「松本市立病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院高度救命救急センターとの連携強化に関する申し合わせ書」に基づいて協力するものとする。

(連携会議)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携会議を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、令和5年8月24日から発効し、有効期限は1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、両機関のいずれからも書面による別段の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(細目)


第5条 本協定に定める事項について疑義を生じたとき、又は、定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月24日

松本市立病院

病院長 中村 雅彦

中村 雅彦 

国立大学法人信州大学医学部附属病院

病院長 花岡 正幸

花岡 正幸 